

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定により、令和3年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和3年4月1日

北広島市長 上野 正三

一般廃棄物処理実施計画

1 計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 計画の区域

北広島市全域（長沼町、由仁町及び南幌町からのし尿等処理委託分を含む）

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 一般廃棄物の発生量の見込み

廃棄物の種類	受け入れ量 (t)
家庭系一般廃棄物	11,964
普通ごみ	6,574
生ごみ	1,465
粗大ごみ	171
破碎しないごみ	423
資源ごみ	1,876
有害ごみ（危険ごみを含む）	6
枝木	142
直接搬入	1,308
事業系一般廃棄物	4,860
普通ごみ	4,252
生ごみ	607
資源ごみ	1
合計	16,824

廃棄物の種類	受け入れ量 (kL)
し尿	6,023
浄化槽汚泥	4,746
合計	10,769

※公共処理以外の受け入れ量を除く

(2) 一般廃棄物の処理量の見込み

処理方法		処理量 (t)
ごみ	資源化処理量	1,877
	破碎処理	268
	バイオガス化処理	2,072
	委託処理	148
	埋立処理	14,026
し尿	バイオガス化処理	10,769

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 排出者に対する廃棄物の減量化及び資源化に関する啓蒙及び啓発

- ア 市民に対する広報紙、パンフレット、説明会等を利用した廃棄物の分別等の周知徹底
- イ 事業系一般廃棄物の排出者に対する排出者責任による処理の指導及び、やむを得ず排出される廃棄物の減量化、資源化及び再生化の指導
- ウ 職員及び廃棄物パトロール員による排出者への直接指導

(2) 生ごみ堆肥化容器購入に対する助成

- ア 助成台数 50台
- イ 助成金額 1台あたり2,000円

(3) 電動生ごみ処理機購入に対する助成

- ア 助成台数 10台
- イ 助成金額 1台あたり購入価格の2分の1以内の額(限度20,000円)

(4) 集団資源回収に対する奨励金制度の導入

- ア 奨励金交付額 1kgあたり4円

(5) 拠点回収の実施

- ア 対象品目 古着・古布、廃食用油、小型家電、ミックスペーパー

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 一般廃棄物の収集方法

家庭系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式による定日収集（粗大ごみは除く） ・粗大ごみは定日の戸別収集 ・許可業者による個別、臨時収集 ・排出者による直接搬入 ・ステーション方式による排出が困難な者に対する庭先収集 ・拠点回収
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者による個別、随時収集 ・排出者による直接搬入
し尿及び浄化槽汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者による個別、随時収集

(2) 市が収集を行う家庭系一般廃棄物の区分と排出基準

区分	内容	排出基準
普通ごみ	<p>○指定ごみ袋に入るもので厨芥類 （卵の殻、貝殻、トウモロコシの皮、たけのこの皮）、草、紙類等（他の区分に含まれないもの）</p> <p>○指定ごみ袋に入らない次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝、傘、ござ、じゅうたん、カーペット、ホットカーペット、すだれ、玄関マット、ぬいぐるみ ・長さが2m以内の棒状のもの （作業用具、除雪用具、掃除用具、スポーツ用品及びレジャー用品等（棒状が2本以上からなるものは除く）） ・長さが2m以内の筒状のもの （煙突、パイプ類等） ・主にプラスチック製、木製のバケツ類、樽、たらい又はその他バケツ類などに類似するもの ・その他上記に類似するもので粗大ごみに馴染まないもの ・粗大ごみの指定を受けていないもので、最大の辺又は径が60cm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。 ・指定ごみ袋に入らないものは、ごみに直接普通ごみ用ごみ処理券を貼る。 ・ござ、じゅうたん、すだれなどはひもで縛る。 ・剪定枝は、太さ1cm以上で1.5m以下のものを長さ1mのひもで縛る。 ・傘並びに棒状及び筒状のものは、3本までをひもで縛る。 作業用具等で刃等がついているものは、紙等で包み直接手でふれても危険のないようにする。
危険ごみ	スプレー缶、刃物、割れたガラス、ライター、その他収集作業上危険と考えられるもの	刃物等は紙等に包み、スプレー缶は中身を完全に使い切り、指定ごみ袋に入れて危険であることがわかるように表示し、飛散しないように口を閉じる。
生ごみ	野菜や果物の皮・芯・種、腐った食べ物、コーヒーやお茶がら、栗・落花生の皮、カニエビの殻、お菓子・ケーキ類、魚の骨・内臓、ペットフード、調味料、粉末類、調理くず、食品くず、肉類の骨などの食品類	生ごみを直接指定の袋に入れるか、ビニール製の小袋に入れた生ごみを指定の袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
破碎しないごみ	ひも、ホース、コード類、布製品、革製品、カセットテープ、ビデオテープ等は破碎機に巻きつく恐れのあるもののほか金属類等	指定ごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らず普通ごみ区分にあげたもの以外のものの電気・ガス・石油・ちゅう房器具（特定家電除く。）、家具・寝具及びその他のもの（自転車、材木類、スキーなどはひもで束ねる。	大きさが、250cm×150cm×120cm以内のものとし、粗大ごみ用ごみ処理券を貼る。材木類やスキーなどはひもで束ねる。

区分		内容	排出基準	
資源 ごみ	びん・缶・ペットボトル	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白色のものは除く。）		
	缶	主として鋼製の容器包装及び主としてアルミニウム製の容器包装	中をすすいで水を切り、びん及びペットボトルは必ずふたをはずし、缶と一緒に中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器		
	プラスチック製容器包装ごみ	主としてプラスチック（発泡スチロールを含む）製の容器包装（飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く）	汚れを落としてから中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	紙製容器包装ごみ	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く）を除く。）	ビニールや金属など紙以外のものをはずしてから、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	段ボール	主として段ボール製の容器包装	たたんでひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	紙パック	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器包装（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）	開封し、中を洗い、乾かしてからひもで束ねるか、中身の見える袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	新聞	新聞紙（チラシ含む）	ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	雑誌	週刊誌、単行本等、その他の書籍類	糊付けされたものと背がホッチキス止めされたものに分けて、ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
その他	有害ごみ	蛍光管、乾電池及び水銀体温計等	蛍光管、乾電池及び水銀体温計等はそれぞれに分けて中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。	
	枝木	家庭で剪定した枝や庭木（7月と10月のみ）	太さがおおむね1cm以上のものを1.5m位に切って、直径が30cm以下になるようにしてひもで縛って出す。葉っぱが付いていても収集する。	
	拠点回収	古着・古布	古着・古布（中綿の入ったもの、ベットに使用したにおいや汚れのひどいものを除く。）	洗濯をしてから排出する。
		廃食用油	使用済の食用油（ラードなどの動物性油を除く。）	2L以下のペットボトルに入れ、中身が漏れないようキャップをきちんと閉めて排出する。
		小型家電	小型家電（家電4品目、フロン含有機器、木製家電、布製家電、電子タバコを除く）	30cm四方の投入口に入る大きさの小型家電を投入する。
ミックスペーパー		コピー用紙、カレンダー、ノート、パンフレット等の雑紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、紙製容器包装等の資源ごみ対象品目や、汚れのひどいものを除く。）	拠点で配布している専用紙袋に対象となる雑紙類を入れ、ガムテープ等で中身が飛散しないように口を閉じた状態で排出する。	

(3) 市が収集を行わない家庭系一般廃棄物の区分

区分	内容
適正処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさが250cm×150cm×120cmを超えるもの ・特定家電（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン） ・自動車等の廃タイヤ（自転車の廃タイヤを除く。） ・廃バッテリー ・灯油、エンジンオイル等鉱物性又は引火性の廃油 ・廃酸、廃アルカリ ・毒物、劇物、農薬等 ・固化していない塗料 ・ガスボンベ（カセットボンベ除く。） ・消火器 ・注射針 ・パソコン ・オートバイ、スクーター ・その他処理業務に支障があると考えられるもの ・大きさが250cm×150cm×120cmを超えるもの
収集不適物	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームタンク（90ℓを超えるもの） ・ドラム缶 ・ブロック、石、レンガ ・ピアノ ・一時的な多量ごみ （ステーション方式収集） ・大きさが200cm×150cm×120cmを超えるもの ・重さが30kgを超えるもの （粗大ごみ戸別収集） ・大きさが250cm×150cm×120cmを超えるもの ・重さが100kgを超えるもの その他処理業務に支障があると考えられるもの

(4) 北広島市クリーンセンターの家庭系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	（2）に準ずる。
受入基準	（2）の生ごみ以外のもの、（3）の収集不適物及び袋に入った自己搬入の生ごみは受け入れる。（3）の適正処理困難物は受け入れない。

(5) アクア・バイオマスセンター北広島の家庭系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	生ごみ
受入基準	（2）の生ごみに準ずる。ただし、市が指定する施設や処理に支障をきたすものは除く。

(6) 事業系一般廃棄物の分別区分

区分		内容
一般廃棄物	紙類	汚れている紙類等（他の区分に含まれない紙類）
	紙製容器包装	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く）を除く。）
	プラスチック製容器包装	従業員の飲食に伴う主としてプラスチック（発泡スチロールを含む）製の容器包装（飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く）
	（汚れている）びん・缶・ペットボトル	従業員の飲食に伴い発生したびん・缶・ペットボトルのうち、汚れているもの
	木製家具	事務所・倉庫等から不要になった主として木製のタンス・カラーボックス・棚・木製テーブル・椅子等
	布類	布団・毛布・衣類・作業着・軍手・タオル・カーテン等
	上記以外	畳・縄・植物・たばこの吸い殻・髪の毛・ペットトリミングの毛等
生ごみ	(2) の生ごみに準ずる	
資源ごみ	段ボール	(2) の段ボールに準ずる
	紙パック	(2) の紙パックに準ずる
	新聞・雑誌	(2) の新聞、雑誌に準ずる
	（きれいな）びん・缶・ペットボトル	従業員の飲食に伴い発生したびん・缶・ペットボトルのうち、キャップやラベルを取り、中がすすいであるもの
	ミックスペーパー	(2) のミックスペーパーに準ずる（収集業者の指定する品目を除く。）

(7) 北広島市クリーンセンターの事業系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	(6) に準ずる。
受入基準	(6) の生ごみ・ミックスペーパー以外のもの、(3) の収集不適物及び自己搬入の生ごみは受け入れる。（搬入された生ごみが大量の場合受け入れを拒否する場合がある。）(3) の適正処理困難物は受け入れない。

(8) アクア・バイオマスセンター北広島の事業系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	生ごみ
受入基準	(6) の生ごみに準ずる。ただし、市が指定する、施設や処理に支障をきたすものは除く。

(9) 家庭系一般廃棄物の収集地区と収集日時

危険ごみ、破碎しないごみ 紙製容器包装ごみ 段ボール、紙パック 新聞紙、雑誌 普通ごみ 生ごみ	プラスチック製容器包装ごみ びん・缶・ペットボトル 普通ごみ 生ごみ	粗大ごみ	収集地区
月曜日	木曜日	毎月第2木曜日	西の里、西の里東、西の里南、西の里北、虹ヶ丘、植木村（大曲）、共栄、共栄町、北の里
		毎月第3木曜日	朝日町、東共栄、稲穂町西、稲穂町東、東の里、美咲き野、中の里町内会（中の沢・富ヶ岡）、中央（1・2丁目）
火曜日	金曜日	毎月第2金曜日	北進町、広葉町、輝美町、栄町、美沢、南の里、富ヶ岡、新富町西、新富町東、中央（3～6丁目）、中の沢
		毎月第3金曜日	青葉町、若葉町、白樺町、緑陽町、松葉町、南町、泉町、里見町、山手町、高台町
水曜日	土曜日	毎月第2土曜日	大曲中央、大曲末広、大曲光、大曲並木、大曲幸町、大曲、大曲緑ヶ丘
		毎月第3土曜日	大曲柏葉、大曲南ヶ丘、大曲工業団地、希望ヶ丘、輪厚、輪厚元町、輪厚中央、島松、三島、仁別

ごみの排出は、収集当日の朝8時30分までとする。

(10) 市の家庭系一般廃棄物の収集の休務日（し尿等を除く）

日曜日（5月第2日曜日を除く）及び1月1日から1月3日

(11) 市のし尿及び浄化槽汚泥の収集の休務日

日曜日及び12月31日から1月5日

(12) 市の家庭系一般廃棄物の収集の開始時刻

午前8時30分

(13) 市内一斉清掃日

5月第2日曜日（令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止する）

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 一般廃棄物の収集運搬を行う者

廃棄物の種類	許可業者
一般廃棄物全般	協業組合エクセル三和（し尿等を含む）
	広島建設株式会社
	環境サービス株式会社
紙くず	株式会社丸升増田本店
木くず	株式会社アールアンドイー
木くず、刈草、すき取り物	リサイクルファクトリー株式会社 北広島事務所
家庭系パソコン	環境開発工業株式会社

(2) 一般廃棄物の処理を行う者

廃棄物の種類	許可業者
紙くず	株式会社丸升増田本店
家庭系パソコン	環境開発工業株式会社
廃食用油・廃潤滑油	
木くず	株式会社C&R
	株式会社アールアンドイー
木くず・刈草・すき取り物	リサイクルファクトリー株式会社 北広島事務所
木くず・草・刈草・草根・すき取り物	北富工業株式会社

(3) し尿浄化槽の清掃を行うもの

許可業者
協業組合エクセル三和
北興設備株式会社
北海道衛生工業株式会社
道央衛生株式会社
株式会社北海道理水

(4) 一般廃棄物の処分方法

破砕埋立て及び直接埋立て

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 一般廃棄物の処理施設

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ① 名称 | 北広島市クリーンセンター |
| 所在地 | 北広島市輪厚723番地 |
| ア 受入時間 | 9:00から12:00及び13:00から16:00 |
| イ 休務日 | 日曜日(市内一斉清掃日5月第2日曜日除く)及び1月1日から1月3日 |
| ② 名称 | アクア・バイオマスセンター北広島 |
| 所在地 | 北広島市富ヶ岡916番地1 |
| ア 受入時間 | 9:00から12:00及び13:00から16:00 |
| イ 休務日 | 日曜日及び12月30日から1月3日 |

(2) 市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者に関する事項

(技術管理者の講習)

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例36条の5第11号の市長の指定する講習は、以下のとおりとする。

また、技術管理者となった者であって、以下の講習を修了していないものは、当該講習を受講するよう努めなければならない。

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(一財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(一財)日本環境衛生センター

(3) 一般廃棄物処理施設整備計画

① 最終処分場の整備

平成27年度から使用している第6期最終処分場は埋立予定期間を10年間として整備しましたが、建設時の計画量を超える量のごみが排出されているため、令和4年度には埋立が終了する見込みとなっています。令和6年度から広域での焼却処理が開始され、埋め立てるごみの対象が変化していくなど、最終処分場を取り巻く環境が大きく変化しており、道央廃棄物処理組合による広域の最終処分場の整備の検討を含めた、新たな処分場の整備や、既存の最終処分場の嵩上げなど、より良い処分方法について検討します。

② 中間処理施設の整備

令和6年度から稼働開始が予定されている焼却施設の建設地は千歳市であり、これまでの運搬に比べ、距離、時間が長くなることから、運搬効率を上げ、経済的なメリットを創出するため、中継施設の建設を検討します。また、中継施設の建設に伴い、管理棟の老朽化や計量に伴う経路の明瞭化など様々な課題を抱えるクリーンセンター内レイアウトの見直しを検討します。